

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域(*)において1年間以上継続して事業を行っており、同大臣の指定を受けた災害等(*)の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※ 認定申請は指定期間内(*)に限ります。

(*) …「指定地域」「災害等」「指定期間」は、経済産業省告示によるものとします。

2 申請必要書類

・法人の場合

- (1) 申請書（2部） ※余白に捨印を押印してください。
- (2) 決算報告書の写し（直近2期分）
- (3) 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ※3ヵ月以内のもので、コピー可
- (4) 売上高に係る確認書（試算表、売上高確認書等）

・個人の場合

- (1) 申請書（2部） ※余白に捨印を押印してください。
- (2) 確定申告書の写し（直近2年分）
- (3) 住民票 ※3ヵ月以内のもので、コピー可
- (4) 売上高に係る確認書（試算表、売上高確認書等）